

第15回 議会のあり方等検討特別委員会 議事概要

日時：平成21年8月17日（月）

10:00～12:06

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 おはようございます。ちょっと早いですが、おそろいですので、第15回のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。

先週ぐらいからずっと暑い日が続いております。日照不足が少し心配をされておりましたが、急に暑くなると、また暑い、暑いというふうな日が続いております。お盆も終わって、あすからは衆議院総選挙、来週の月曜日は議運ということで、ちょうど9月議会の準備と選挙が重なるという大変珍しい、選挙と9月の議会が重なりました。大変お忙しくはなると思いますが、その間をねらってきょう17日にあり方の会議を開かせていただくことになりました。いつものような形で少し進めさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思っております。それでは、座ってやらさせていただきます。

冒頭、先日、新しい会派ぽぷらが結成をされました。本来ですと9月定例会で、ぽぷらの3名の議員の方が1名もあり方の委員になっていらっしゃるということで、代表者会議で調整をいたしまして、1名出していただくということで決定をいたしました。正式には9月定例会で委員の入れかえを行うということになっておりますが、条例の議論がもう始まりましたので、議長と相談の上、本日の会議にオブ参加ということで、本当は委員外議員とかいろいろありますけれども、そういう手続を踏まずに、もう傍聴だとかこちらの席に座ってもらえますので、この席についていただいてオブザーバー参加ということで、予定委員ですね、伊藤委員に今回出席をお願いいたしておりますので、皆様のほうにも御了承をお願いいたしたいというふうに思います。

1名入れかえということになりますので、緑風会から1名変更いただくということで確認をしております。

それでは、事項書に基づきまして会議を開かせていただきます。

まず、第14回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認について、事務局より朗読

をいたさせます。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、平成21年7月24日に開催されました第14回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項について御説明申し上げます。

決定された事項は下記のとおりです。

記

1、第13回議会のあり方等検討特別委員会議事概要及び決定事項の確認

2、第14回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項

(1) 議会基本条例素案について

条文の構成について

①素案の第2章（議会及び議員の活動原則）と第3章（議会運営等の原則）を1つの章に統合し、次回の特別委員会へ再提出する。

②議員間討議、政務調査費、政治倫理、最高規範性については、それぞれ独立した章として素案を整理し直して、次回の特別委員会へ再提出する。

③政治倫理の章には、議員定数と議員報酬に関する事項も記述する。また、政治倫理の章の記述については、議会事務局でたたき台を作成し、理事懇談会で原案（素案）の作成をゆだねる。

前文について

①前文の記述内容については、特別委員会が出された意見を素案に追記して、理事懇談会の意見を聞き、次回の特別委員会で議論する。

(2) 素案第19条（議員定数について）

①議員定数の基準について、次回の特別委員会（8月17日開催）である程度詰める。各会派で議論を行っておく。

②素案第19条の第2項と第3項は、統合する。

3、第15回議会のあり方等検討特別委員会の開催日程について

次回の開催日程を8月17日とする。

4、第15回議会のあり方等検討特別委員会の検討テーマについて

(1) 提出資料「議会基本条例各市比較表」をもとに議会基本条例原案の作成に向け議論を進める。

(2) 議員定数の見直し（議員定数の基準）について。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長より第14回のあり方等検討特別委員会の決定事項について御説明いたしました。特段御意見はございませんか。よろしゅうございますね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 では、これに基づいて第15回の事項書がつくってございますので、この内容に基づいて進めさせていただきます。

それから、あと、お手元にいつものように議事概要、それから論点、各委員の発言要旨ということでお配りがしてございます。また、各委員の皆様には確認の上、修正等ございましたら事務局のほうにお申し出をいただきたいと思えます。

それでは、1の項の決定事項の確認についてはこれで終わらせていただきます。

あと、次の、2番目の議会基本条例の作成、先ほど事務局長からも決定の内容の中で御報告をいたしました。議会基本条例の原案の作成を進めるということで、お手元にナンバー2の表記の比較表が配付をいたしてあります。その内容について、先ほどの決定事項に基づき修正が加わっておりますので、まず、事務局長より議会基本条例各市比較表ナンバー2の内容について説明をいたさせます。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、検討資料議会基本条例各市比較表について説明させていただきます。

本日配付させていただきました検討資料議会基本条例各市比較表のナンバー2につきましては、前回の特別委員会で章の構成を一部変更するとの決定がなされております。これに伴いまして、章の構成を見直したものとなっております。前回配付させていただきました同資料のナンバー1と比較いただきますと、変更した箇所がよくおわかりいただけることと思えます。

それでは、検討資料ナンバー2の2ページ、目次の亀山市の欄をごらんいただきたいと存じます。

検討資料、亀山市議会基本条例の素案は第1章から第7章までとなっておりますが、第2章の議会運営及び議員活動の原則につきましては、前回提出の素案におきましては、第2章の議会及び議員の活動原則と第3章の議会運営等の原則を1つの章に統合したものとなっております。

次に、議員間討議を第5章、政務調査費を第6章、議員の政治倫理、身分及び待遇を第

7章に、それぞれ独立した章といたしております。

なお、第7章の議員の政治倫理、身分及び待遇におきましては、議員定数と議員報酬に関する事項もあわせて記述いたしております。また、政治倫理におきまして、前回の素案では第5条第6項に記述をしておりましたが、独立した章といたしたことに伴いまして、少し記述を追加いたしております。

最後に、前回提出の検討資料の素案では第7章の補則に置いておりました最高規範性でございしますが、第9章として分離独立をさせていただいております。

また、素案の構成変更にあわせまして、他7自治体の議会基本条例の各規定につきましても記載場所を変更いたしております。

以上、再提出しました検討資料の条項の再構成に係る説明でございます。

それでは、次、前文のほうへ移らせていただきます。

それでは、4ページの最上段をごらんいただきたいと存じます。

まず、条文を朗読させていただきます。

前文。

亀山市議会（以下「議会」という。）は、亀山市民（以下「市民」という。）による選挙によって選ばれた議員で構成される市民の代表機関であり、同じく選挙で選ばれた亀山市長（以下「市長」という。）とともに亀山市の代表機関を構成する。

日本国憲法に基づく二代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かし、競い合い、協力し合わなければならない。

議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定並びに事務の執行について監視評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。

議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、亀山市の活力ある発展、豊かな地域社会の実現、市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。

議会は、市民と市政の接点、（丸案として、市民と市政を結ぶパイプ役）となるべく、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。

先ほど、少し黄色で塗ってある部分でございますが、意見といたしまして、市民と市政の接点という言葉があるんですが、それを、そういう言葉じゃなくて、市民と市政を結ぶパイプ役と、このような表現のほうがいいのではないかという意見をいただきましたので、これを載せさせていただいております。

続きまして、地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と

責任の範囲が拡大した今日、議会は、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。議会は自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点、争点を自由かつ達な討議を通して明らかにし、市民に公開していくことが、今日の責務であり使命である。

このような使命を達成するため亀山市議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長のそれぞれの関係を示し、公正性及び透明性を確保し、新たな地方自治の時代にふさわしい市民に開かれた議会、常に改革を推進する議会の実現を誓い、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。

この条文のうち、最初の黒字で記載されております3行につきましては、市議会の定義に関する事項でございます。

次の赤い文字で記載されております6行につきましては、市議会の使命に関する事項となっております。

次に、右側の黒字2行につきましては、市民へのアピールであります。

その次の青字で記載されております4行は、地方議会の現状と役割でございます。

最後の黒字で記載してございます4行につきましては、条例制定の趣旨となっております。

以上が前文の説明でございます。

それから、議員定数について御説明をいたします。同資料の26ページをお開きいただきたいと存じます。

第7章、議員の政治倫理、身分及び待遇の第18条議員定数をごらんいただきたいと存じます。

右側の訂正案は、去る8月13日に開催されました理事懇談会で議論いただき、訂正案としてまとめ上げられたものでございます。

第18条第1項は変更ございませんが、第2項につきましては、素案と訂正案との違いでございますが、素案では「議会は、」との書き出しになっておりましたが、条例定数の改正主体が議会では、議員及び委員会にも議案提出のケースが想定されるということでございますので、条例改正の手續等が不明であることから、主語をなくしたほうがよいというふうな判断がなされたところでございます。

また、専門的知見並びに参考人制度以降の記述について削除いたしておりますが、素案10ページをお開きいただきたいと存じます。第4条でございます。4条には議会運営の

原則という章で、第3項におきまして、専門的知見並びに参考人制度の活用が期待されておりますことから、これを削除してはどうかということでございます。さらに、特別委員会で出された各御意見をここに追記いたしております。

その次、第3項につきましては、基準として数値が挙げられておりますが、これらの数値につきましては具体的な基準とはならないという意見がございましたので、「基準」という文言を削除いたしましたところでございます。

以上が議員定数に関する記述の説明でございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から、先ほどの14回の特別委員会で議論されました章と条の構成について、変更をしたらどうかというふうな御意見のもとに、当初7章で構成されていたものを10章まで拡大して、ここに新たに記載をさせていただきました。内容については一切触れておりませんので、改めて章がえ、条がえというか、組み合わせを変えたというふうな御理解をお願いをいたしたいというふうに思います。

それと、内容についてはこれからまた議論に入っていきますので、あくまでもこれはたたき台の素案の素案というふうに申し上げておりますが、あくまでも1つの形として章と条の関係をここへとりあえずは整理をしたということの御理解をお願いいたします。改めてまた章と条、またその内容については一個一個議論をさせていただきますので、変化、変更、場合によっては削除というふうなことも考えられますので、それについては議論の経過の中で皆様の御判断をお願いいたしたいというふうに考えております。

そういうことでございますので、ただいま局長から説明をいたさせました前文、そして、1章から10章までの配置がえといいますか、入れかえについて、御意見がございましたらまず確認をいたしたいと思っております。

特によろしいですか。入れかえをただけですので、これから議論はさせていただきますので。この内容で今後議論は進めさせていただくということをお願いをいたしたいと思っております。

それでは、章の構成については、とりあえず10章の構成でやらせていただくということで確認をしていただきましたので、これから、これをたたき台として進めさせていただきます。

次に、前回の条例議案の作成の議論を進めていくというところで、きょうから少し具体的にやりたいというふうなことの確認をとっておりますが、まず、一番重要な部分であ

ります前文について議論をさせていただこうと思います。

8月13日に開催をいたしました理事懇談会で少し事務局原案が出てまいりましたので、それをもとに協議をさせていただきました。前回の14回の議論でも、まず二元代表制の部分、議会と長の役割の違い、そして、議会の役割や現状認識、議会の機能とか責務、最後に条例制定の目的と、少し内容が弱いのではないかというふうな御指摘を受けて、事務局の原案として、先ほど局長が申しました、新たに赤字の部分、黒字の部分、それから青字の部分、若干かぶっているところがありますが、整理をし直して、議会の使命であったり、それぞれという言葉を使っておりますけれども、議会と市長の使命、それから、議会と市民の関係でありアピール、そして、議会の現状と役割、最後にこの条例をつくる意味とといいますか、そういうふうな形で5つの構成に変えさせていただきました。今、局長のほうから文章については読んで説明をいたさせましたので、この内容につきまして、各委員の方から御意見なり、また、御確認なりありましたら各自御発言をお願いしたいというふうに思います。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 この黄色の部分、接点というより結ぶという表現のほうが、一応これ、賛成させていただきます。やわらかくてというか、いいと思いますね。

1つ、単純にシンプルにお尋ねしますが、その下の青字のところ、権能って、意味はわかるんだけど、この権能という表現、単純にどういう意味、これ。権力に能力が合わさった言葉なのか、ちょっと僕は権能というこの言葉は余り聞きなれないものでね。何か専門的なこういう表現があるのかどうか。

【竹井委員長】 事務局長。

【西川事務局長】 権能というのは政治学上の言葉だというふうに思うんですが、権限というふうに変えていただいてもいいと思うんですが、具体的には、地方自治法で議会というのはいろんな権限を掲げられておりますので、それ一切を含めた議会の権限というふうに御理解いただきたいと存じますが。

【竹井委員長】 宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 権限であれば、権能より権限というほうがはっきりして「能」が入っているから。意味があるのと違う、「能」に変えているということは。それはつまらん、重箱の隅をつつくとか、そういう意味じゃなくして、何か独特の表現だと。一応、私の意見ということですよ。

【竹井委員長】 今の宮村委員の発言について、少しこちらで調べて、次回、今は間に合いませんので、また調査の上、権限と権能の違い、少し報告をさせていただきます。

服部副委員長。

【服部副委員長】 チェック機能ということで入れていただいたわけですが、赤字のところの上から6行目のところになるんやけれども、「監視評価」というのを続けて書いてあるので、これを、監視というのと評価というのは性格の異なるものなので、「監視評価」というよりは、県議会の条例のように、「監視及び評価」という表現にしたほうがいいのではないかと。要するに、監視機能というのと評価する機能とは異なるものやということで、そういう表現のほうがいいのではないかなというふうに思います。

【竹井委員長】 1点、今宮村委員からも御意見がございましたが、「市民と市政の接点」という、この「接点」という言葉が理事懇談会でも少し議論になって、もうちょっとわかりやすい表現はないのかというふうなことで、案としてはパイプ役というふうになっているんですけど、個人的には、漢字がずっと並ぶところに突然パイプ役というのも、やっぱり条例的に漢字で表現するというほうがいいのかなという気もしています。突然これだけがやわらかくなるというか。だから、またこれはちょっと宿題にさせてほしいと思いますし、また皆さんのほうで、要はパイプ役のことなんですけど、何かうまい表現があれば、これ、まだ制定までには時間がありますので、とりあえず接点かパイプ役、この表記にさせていただいておきますので、また折につけ、皆さんのほうで、またいろんな内容で、こういう表現のほうがいいんじゃないのということがあればぜひお願いしたい。なかなかいい言葉が結局浮かばないままこういう表記で、今二重表記になっていますけど、つくってございますので、パイプ役、接点という言葉で、何かこういうふうなものが新しい感覚でいいんじゃないのというようなことがございましたら、またいろいろ皆さんのほうでも考えていただければ非常にありがたい。

ここは外せないと思うんですよね。市民と市政とのつなぎをするという部分では、これは議会の1つの権限というか、権能になりますので、そこのところの、またきょう言ってなかなか出にくいことだろうと思いますし、理事懇でも幾ら話しても出なかったので、ぜひまた最終決定段階まで時間がございますので、お願いいたしたいと思います。

水野委員、どうぞ。

【水野委員】 この黒字の2行は議会としてのアピール。

(「市民にアピールですね」と呼ぶ者あり)

【水野委員】 市民にアピール。それで、よその条例を見ていますと、いわゆる市民からの望んでいることというようなものがちょこちょこ見えるんです。それで、その青字の2行目の、今権能と言われたけれども、その後、「行使して、市民の目線に立った活動が求められている。」ということが、このアピールの中に入るのではないかと僕は思う。だから、この「権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。」、例えばこれを入れるんだったら、行使することによって、それもおかしいか。何かこの辺がちょっと違和感があるんです。「最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。」という文言が、ちょっとこの辺が文章的におかしいなということと、いっそのこと、「市民の目線に立った活動が求められている。」というのはアピールの中には入るのかなというような気がする。

アピールじゃなくて、市民から見た議会感、市民から見た議会に対する望みというか、要望というか、そういうものがここに、この2行に書かれた、今パイプとか接点とか言われたけど、その辺に入ったほうが形としてはいいんじゃないかと。だから、定義、使命、市民が求めていること、現状と役割、そして条例をつくる趣旨という、分けるなら5つ、そういう考え方で、この議会は市民との接点というのをちょっと修正したほうが全体としての調和がとれるような気がするんですけどね。

【竹井委員長】 今の、水野委員がおっしゃっている市民アピールとなっています、これ、市民との関係と、多分次の青、議会の現状と役割、ちょっと似たような文章が確かに重なっています。ただ、黒字の2行で短過ぎてわかりづらいんですけど、議会がそもそも市民から見た何なんだ、負託の原点だというふうな言葉が押さえてあるんですね。市民からの負託の原点というのが本当は主体なんですけど、それを説明する言葉が前の1行しかないので、本当はここに今おっしゃるような、例えば市民目線なのか、そういうものをちょっと入れることによって、市民の負託の原点というのが非常に重要な言葉だと思うんですね。議会は負託を受けたところなんだと。だから二元代表制の持つ議会の位置づけなんだということがここにうたってあるんですけど、その前の表記が当初から随分削ってつくってございますので、今、非常にわかりづらくはなっています。今おっしゃったような市民目線に立った活動とかを入れ込むことによって、このところの負託の原点というところはちょっと大事にしたい言葉かなというふうには考えております。そのほうが議会の立場というものがより明確になってくると。具体的な中に、今おっしゃっていただきました。だから、ちょっとこのところが、おっしゃるように、少しわかりづらくなっているので、

また何かいい考えがあれば……。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 その前に確認のほう、やっぱり監視と評価は別個のもので、これは点を入れると、別個のものに当然するべきだと。同じ考えです。

それと、今水野委員からお話があった、やっぱり青色の部分は説明的な部分ということで、私は分けるべきであって、押さえるところは原点でありますよと、これをぼんと持ってきているところにはっきりとあらわしてもらっているから、私は現在のこの表現の仕方でもいいと思いますけどね。

【竹井委員長】 宮村委員の御意見は、さっきの監視と評価は分離した記述でいいんじゃないかということを確認させていただきました。

服部副委員長、どうぞ。

【服部副委員長】 水野委員から出た問題ですけれども、私はまず黒で書かれた2行が、いわゆる本当に議会の根本やと、原点やということをまずここで押さえると。それを具体的に書くと市民の目線に立った活動であり、それから、論点、争点を自由闊達な討議を通して明らかにし、市民に公開していくと、こういうことやということを具体的にその次の段階で書くという書き方でいいんじゃないかなと。だから、いわば黒の2行は大見出しやと。その具体的な中身、書き込みとして青の4行があるというふうな理解にしてもらったらいんじゃないかなと。この2行だけでは、多分その具体的なことはわからんのですわね。ここが原点なんだけれども、だけど、これだけでは具体的なことはわからん。何をやるのやということになるので、どうしてもこの4行は必要やと。この4行の中身のいわゆる根本、ずっと根っこをたどっていったら、原点は市民からの負託やと、こういう意味で最初にぼんと打ち出しておくという、そういう記述の仕方というのはいいのかなと私は思います。

【竹井委員長】 黒字の市民への関係アピールというところと現状と役割は一緒みたいな、本当は記述でも大分削った結果2行になって、少しわかりづらくなったけど、負託の原点だということをきちっと押さえて、そのことを具体的に書くと、多分青字になると。ただ、ここは本当は1つにまとめてもいいのかもしれないね、今そういう御意見をちょうだいしていると。

水野委員。

【水野委員】 例えば、この黒字の「議会は、市民と市政を結ぶパイプ役——でもいいんだけど——となるべく、市民のための議会である。」、「なるべく」というのは何か、

なるためではないよな、ここは。接点となるためではないわね、負託の原点だから。「なるべく」というのはおかしいんじゃない。なるためにはおかしいわな、後から言った。

【宮村委員】 書くのなら、接点でありと。なるべくやわらかい表現ではなしに、責任を負うておるんやから、一人一人が。議員は。はっきりと断言してもらったらと思います。その上で成り立って、こういう活動をしているんやから。

【竹井委員長】 最初の段階で、負託の原点であることは言うまでもないとかというふうに入れたかったんですけど、そうすると、前文らしからぬというか、言うまでもないことは書くなよということに。でも、実際はそういうことなんですよね、言うまでもないんだ、わかっているんだと。

その下に青があるんですけど、今ちょっと委員の皆さんにいろいろ御指摘を受けているので、できればここはもうちょっと一本化できるような表記で、今おっしゃっていただいた「市民の目線に立った」、これはもうちょっと上に入れながら、「負託の原点」は外したくないわけですね、これが1つの大きなポイントになってまいりますので。それを説明する言葉がうまくいっていないというのが今の2行になっておりますので。

今の御意見ですと、「接点となるべく」というのは「接点であり」とか、そういうもつとわかりやすい表記にしたらどうだということと、ただ、これだけではなかなかこの2行の内容がわかりづらいということで、「市民目線に立った活動が求められている。」とか、そういうところを入れることによって、もう少しここがわかりやすくなるのではないかと、いうふうな御意見もちょうだいしておりますので、もう少しここについては文章を若干入れかえしながら、市民との関係、そして議会の役割というふうな感じで入れさせていただくと、今5段階になっていきますけど、服部副委員長からは、これが1つの大見出しになって、下にその説明をしているような格好になっているんだとなってますけど、同じような感覚ですので、もう少しまとめさせていただくと、この2つを。

どうですか。皆さんの御意見をまたよろしいですか。次の理事懇あたりでもう一度原案を、事務局でもう一度たたき台というか、つくりかえて、この趣旨を生かしながら、もう少しわかりやすい市民とのアピール、それから、現状、役割、もう少し整理をさせていただくということにさせていただこうと思います。よろしいですか。ちょっと時間をかけてここはやりたいところなんですけど。

【水野委員】 ちょっと文章整理を。責務と使命、続けて書いていいのかどうか。責務と使命。これでもか、これでもかという感じになっちゃうので。

【竹井委員長】 当初の内容を若干生かしながら、当初は短いものでしたけれども、当初の下半分の文章を少し生かしながら、役割とか、そういうものを入れてございますので、少し重なっている文章が非常に多かったわけです。それを大分削り込んでここまで来ておりますけど。

今の御意見を参考にさせていただきますして、まず、前文の前段側、左側のほうなんですけど、二元代表制という表記、それから議会の使命。前回は入れていないですね、この議会と市長。よその市ですと、それぞれという言葉で書き込んで、それぞれが亀山市として最良の意思決定を導くというふうな表記が非常によその市は多いんですけど、亀山市の場合は亀山議会と市長ということで、2つの役割をここに入れ込んだと。2つが最良の意思決定を導くんだというふうな。大体よその市もほとんどそういうふうな、議会が導くのではなくて、2つの関係の中で導くというふうな表記になっておりますので、このような表記にしてございますが、ここについては大体よろしいですかね、こういう考え方と表記。また細かいところはいつでも修正をさせていただきますので、まず前段側の考え方、二元代表制、そして議会、市長、それぞれの使命というところでは、特段こういう内容でよければ、まず、ここについては確認をさせていただきたい。

また、あと、持ち帰っていただきまして、少しこういう表記の点、先ほどの監視評価については分けたらどうだと、監視及び評価というふうに2つの機能をきっちり書くべきだということでございまして、これは監視及び評価ということでまとめさせていただこうということで、左側について、特段なければこれはこれで一応原案としてはこれで置かせていただこうと思います。

右側のほうは、今いろいろ御意見をいただいておりますので、もう少し内容を整理して、いろいろ重なっている文字とか、そういうものをもうちょっと整理して、もう少しすっきりしたものにまとめるということで、次の理事懇あたりでもう一度提案させていただいて、少し御協力願おうというふうに考えております。

よろしゅうございますか、そんな流れの中で。初めて原案として、今回、前文が出てまいりましたので、またこれを読んでいただきましていろいろ御意見がございましたら、中途でも結構でございますので、事務局のほうにでもまた打ち上げていただければ、少しまた内容の変更には参考にさせていただきますので。

それでは、まとめとして、まず、議会の使命の中の監視評価のところには、及びという形で監視と評価を分けたらどうだということ。それから、次の右側の市民との関係、また、

青字の議会の現状、役割、ここを少し整理して、もう少しわかりやすいものであり、また、文章の文字の使い方ももう少し重なりのないようなすっきりしたものにしたらどうかということ。それから、接点という問題も、とりあえずこの言葉を使わせていただきますので、また皆様のほうでこういう表記がいいのではないかとということがあれば、またぜひこちらのほうに御意見をちょうだいいたしたいというふうに考えております。

前文については、1回目でございますので、特に御意見がなければもう一度訂正案を作成して、次に皆さんのほうに御審議をいただこうと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、次の項に入らせていただきます。次の項が、先ほど局長からも第15回の検討テーマとして、議員定数の部分の文章についてを議題とさせていただきます。

26ページをお開き願います。

26ページに、左側の緑の部分が前回たたき台のたたき台ですね、原案をつくらせていただきました。その中で、先ほども局長のほうからいろいろありましたが、2と3を少しくつつけたらどうだとか、さまざまな御意見がございましたが、一応たたき台、理事懇のほうで少し協議をさせていただきました。

特に議論になりましたのは、左側の2のところの「議会は、」という表記が非常にわかりづらいのではないかと。前回の議論では、委員会または議員がという市もあるので、そういう表記を使ったらどうかというふうなこともございました。

それから、その後の「行財政改革の視点」というのがございますが、これはよその市の場合、当然、視点だけでなく。この文章だと行財政改革の視点を入れよということになります。他市の場合はすべて、だけでなくということで、行財政改革だけではないよと、ないんだけどもという表記ですので、一度このところも議論となりました。

その後、議会が行うということで、他市との比較は別にしまして、専門的知見や参考人制度、公聴会制度を活用しなさいというふうなことになるので、少しいろいろ、先ほど局長からもありましたが、条例改正が提出できるのは、議会、委員会、議員、市長、それから市民からの直接請求と、さまざまな手段があるのではないかとということも議論になり、それから、専門的知見、参考人制度、公聴制度もどういう格好で実施をするのだと。他市はほとんど書いてありますけど、その実施方法についても少しわかりづらいというところ、そんなことの議論がございまして、議会という主語を除いて、定数を改正する場合はこう

いうところを考慮しなさいというふうな文章に変更したものを今回提出させていただきました。

ただ、専門的知見、参考人制度、公聴会制度については、先ほどもありましたように、10ページの委員会機能としてそういうのが今付与しようとしておりますので、もし定数改革特別委員会とか、そういうのを設置されれば十分そこで使えますので、改めてここいう必要はないのではないかとということで、その部分を削除させていただきました。

それから、2と3も一緒にしたらどうかというふうな若干の発言もございましたが、やはり3は3で、定数というものはこういうものが1つの基準なんだというものは入れておこうと。そうしないと少しわかりづらいのではないかとということで、改正をする場合の考え方、そして、その定数を具体的に決めるときの1つの基準としてこういうものを、前回のやつは基準というふうに入れてありますけど、これだけではないんですが、一応基準的なものとしてここを入れておこうということで、これも基準という言葉は外させていただきました。

よその市に比べると随分すっきりした内容になっておりますが、若干伊賀市に近いような表記になっております。

今回、皆様に御議論願うのは、この内容の御議論と一部議会というものをなくしたり、基準をとったり、専門的知見とか、そういうのを外しましたので、それについて御意見があればまずお伺いをいたしたいというふうに思います。

宮村委員。

【宮村委員】 前回の、きょう15回に当たる1つの継続課題として、基準の表現をどうするかというのは、ここに出席の委員さん皆知ってのとおりであって、私は、基準を省いたということは一応賛成と、これは大きな課題でしたので、いいんじゃないかと。それと、御説明は十二分にいただきましたので、議会という表現に限定することなく、こういう表現にされたというのはいいいんじゃないかなと思います。

それと、御説明の中で、「行財政改革の視点だけではなく、」と、やっぱりここで一言「ではなく」というのを入れていただいたのもいいなと思っていますので、特に意見はありません。

【竹井委員長】 何かこの辺が、なぜ変えたのかとか、よくわからない点がございましたら。

少し手続としていろいろ議論はしたんですけど、いろんな手続があるものですから、余

り細かく規定してしまうと逆にわかりづらくなるのではないかというふうな理事懇の話だったと思います。そういうことで、考え方だけを述べておこうと。具体的には、極端に言いますと、議員2名で提案はできますので、例えば減らしたり、ふやしたり、2人おれば今できますので、余り煩雑な手続も要らないのではないかというふうな感じもあります。議会全体で考えるとき、議員個人が仲間をつくって提案をするとき、また、他市の例では市長さんが減らすぞと言って提案をされた市もございまして、そういう場合、それから、市民から直接請求があつて減らしなさいということがあつると、さまざまな手続があるので、余りがちがちな手続をつくっても、そぐわないことのほうが多いんじゃないかというふうな印象があつたのだらうと思います。そういうことで、少しやわらかい表現で今回は押さえておいたほうが、より扱いやすいのではないかというふうなこと。

それと、もう一点確認させていただきたいのは、定数の基準は抜きましたけれども、一応、人口や面積、財政力、市の事業課題、類似自治体との比較というものは入れさせていただきましたが、それについて御意見があれば、理事懇でも入れるべき、入れなくてもいいんじゃないかという議論がございましたが、一応基本としては入れておこうというふうな、市民への説明もなかなかつけづらいつつということもあつて、この基準的なものは入れておこうかというふうなことにさせていただきました。今、宮村委員からも入れていいんじゃないのというふうなこともございましたが、ここも御意見がございましたら確認をしたいと思います。

前田耕一議員。

【前田（耕）委員】 この類似自治体という表現ですけれども、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体ということですね。ということは、これ以外に類似するものというのは、具体的に何をあらわしているんでしょうか。この表現そのものなんですけれども、事業課題を考慮するとともに、1つの判断材料ですね。それとあわせて別個の何かが似ている自治体というように僕は読んでしまうんですけれども。

【竹井委員長】 局長からちょっと。

【西川事務局長】 類似団体と申しますのは、一番もとになっておりますのは交付税の種地区分ということになっておるんですが、人口、面積、財政力のほかにも、例えば産業人口ですね、一次産業、二次産業の構成、それとか中心市街地の人口の集中度とか、そういうのが似たところを同じ種地区分として分けておまして、前回も少し資料として類似団体に絡んで資料をお出ししたと思うんですが、そういった都市としての都市機能もこの

中に入って似たような自治体を入れて類似団体ということになっておりまして、ちょっと説明が足りないかもわかりませんが、都市機能もこの中に入ってきて類似団体というふうなことになっております。

【竹井委員長】 前田耕一議員。

【前田（耕）委員】 その中身はわかるんですよ。それで、議員定数を決定する場合の判断としての比重の度合いからいった場合に、この前段に書いてある4つ、これは当然主になっていくと思うんですけども、これとあわせて、先ほど言われた類似団体のいろんな基準、基準というか数値、その辺の比重の度合いというのは同じようなレベルで考えるようなことでもいいのかどうかということを感じるんですけどね。どうなのかなと、その辺が。財政力指数はわかりますわ。ほかの都市機能がどうのとかいうようなことも、これを含めてしまうのであれば、わざわざ分ける必要もないんですよ。同規模類似団体としておけばそれで済むような部分もあるんじゃないかなという感じがするので、その辺はどうかなというのがちょっと気になるんですよ。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 これがまさに議員たる、議員の一番大事なところで、私は50%・50%とか、そういうフィフティー・フィフティーの分け方はしたくないんですが、本当に定数を一生懸命考えていくんやったら、人口、面積、財政力というのは1つの数値的な、はっきりと数字が把握できる判断材料の数値であって、類似自治体というのは、これは気候風土とか、国からの支援の中でのどれぐらいの負担を持っている同じような類似団体か、だから、当然、人口も面積も絡み合わせた上ですけども、本当に真剣に考えるのは、私は類似自治体のというところが、どっちかというとはウエートを高く、やっぱり観察すべきじゃないかなと思います。これ、非常に大事な要素ですわ、数字が出てこないだけにね。だから、一例を言いますと、例えば、人口、面積、財政力が、仮に、仮定で全く同じとしたら、寒いところの地域と暖かいところと違うとか、あるいは当市のように内陸型工業都市と全く違うところやったら、同じ内陸型都市機能を持っている、ちょっと人口は違ってでもこっちのほうが1つの定める基準にとってはと、いろんな考えが出てきますのでね。そういった意味で、類似自治体というのは、これは絶対に外せない表現項目だと思います、私はね。

以上です。

【竹井委員長】 多分、これ、2つにちよんが打ってあるというところがみそというか、

類似自治体だけでは検討できない要素があるのが多分前の部分だと思う。それがこの前議運で視察に行った財政の低下だとか人口がどんどん減っていくとか、ますます赤字がふえとかいうと、同じ5万でも背景が違ふと。そういうときにどちらをとるんですかねという議論は、多分、提出する人の議論だと思います、ここはね。だから、それぞれ考え方が私はあっていいんだろうというふうに思う。だから危ないから減らそうよ、いやいやそうじゃないんだと、だからこそ人間が要るんだという、それがまさしく2番目のところがきいてくるんだろうと思うんですよね。改正に当たっては行財政だけじゃないですよ、将来も見なさいよと言って、多分出す人が3番目に従ってどこかを使って出すんだろうという感じがしております。だから、類似自治体だけでやると、市民感覚の中で、ここに今表がございませけれども、この5万だけで見ればさまざまですので、多いところを探せば幾らでもあるし、少ないところを探せばまたそれがあると。それだけでは補完できないので、多分、前の文章が、今度は亀山市としての見方になってくるのかなというふうに。これは個人的な考えですけど。だから、提案者が使うんだと思うんですよね、このところは。議会で議論をするときは、今、前田委員や宮村委員がおっしゃったように、どの視点で、例えば特別委員会なんかだと、どの視点で議論していこうかというふうになって、さまざまな声を引っ張ってくると。ただ、個人というか、賛成する2人ぐらいがおればできますので、そのときは多分もうこのどこかを使って皆さんは提案をされるんだろうと。

だから、いろんな提案方法があるものですから、だからちょっとこういう、若干きっちりした書き方ができないということだったろうと思います、理事懇談の内容では。さまざまな提案方法があるものですから。とはいうものの、市民の皆様にごんどの基準なのと聞かれたときに、やっぱり3のところは外せない要件かなということで、これは入れさせていただきました。ちょっとなくてもいいんじゃないかみたいな声もありましたけれども、やっぱりここは押さえておいたほうが、少し説明としてはいいのではないかと。

ただ、今おっしゃいますように、とらえ方がさまざま違いますので、これは少しここでどっちだということはちょっと難しいのではないかなという気はします。この前の視察に行ったところの議論を聞いておりましたが、違う圧力が入るとどんと下がったというふうなこともありましたので、我々が理想とする数字があっても、また違うものによって変わってくるということでございますので、なかなかちょっと答えが出しづらい。だから、こういう基準を外したということです。議員定数の基準と入れますと、もっとここがシビアになるので、そこで、基準は外したほうがいいのではないかと。あくまでもこういうこと

を見なさいよと。ですから、類似自治体を追いかける方がいてもいいわけですし、逆に人口や面積、財政力で追いかける人がおってもいいと。とはいっても、類似自治体の基準はやっぱりずらせませんよねと。そこが余りにも飛び抜けたような数字は出しにくいのではないかということだろうと思います。

ふやすというのはほとんど、よっぽど人口がふえない限りはなかなかその議論は少ないです。やっぱり減らすという側の議論のほうが今後、このままですと出てきますので、ふやすときでも大変ですわね。相当人口がふえれば、これ、また変わるでしょうけれども、なかなか人口がふえても変えないところがいっぱいあるのは行政課題や財政課題があるからというふうになるのかもしれませんが、提案する側の使い勝手のいいような項目だろうと。そういうふうにしておかないと、なかなか提案しづらくなりますので。

水野委員。

【水野委員】 やっぱり、類似自治体というのは一般的な見方だと思うんですね。最近よその市が定数削減をしてくれていますけれども、人口もありますし、面積要件というのは余りないみたいなもので、やっぱり同じような人口を含めた類似自治体の議員定数がどうなんだろうかと。市民の皆さんから見ても、そういう見方しかないと思うんですね。だから、よそとの比較、人口5万人との比較というのは単純な市民の皆さんの見方だと思うので、類似というのは、さっき都市機能とか、あるいは人口の集中度と言われたけれども、そういうものも若干入ると思うけれども、実態的にはやっぱりそこら辺が1つの、基準というは何万人が何人やというということになってくるので、その辺はやっぱり、よそとの比較というのは随分私はウェートが大きいと思うので、やっぱりこれを抜くわけにはいかんと思うんですね。ただ、それを附帯するものとして、人口とか面積とか、あるいは財政力というようなことだと思うので。

ぶっちゃけた話が、亀山市の場合は不交付団体で、一応超えていますし、この前視察した、委員長が言われたけれども、財政力指数は0.5から6ですよ。これはもう議会が一生懸命になってやっていますよね。やっぱり実質公債費比率を見ても19%から20%近くあるんだから。そんな市としては、しりから火がついてきておるわけやな。そういうものも含めたもの、人口だけでもないと思うけれども、やっぱりそういうウェートというものが、市も経費節減しておるのに議会は何をしておるのやと言われるということがもう目に見えておるわけで、そこら辺もその時点ではやっぱり考慮していかないかんという意味で、なかなかその辺の表現が難しいけれども、やっぱりこういう表現を入れておかない

といかんのやないかなと思いますけどね。

【竹井委員長】 従来だと、多分、この類似自治体が先ですよ、3は。議員定数は類似自治体の定数を比較するとともに考慮しなさいというのが、本当は、水野委員がおっしゃるような。でも、実際にそういう書き方は今の時代には難しんだと思うんです。類似の比較だけでやっていると、ちょっと単純過ぎないかというので、多分どこの市も逆に書いてあるんじゃないかという感じは持っています。こうすることによって、少し基準めいたものをきっちりしておこうということだろうと思いますので。使い方は、ですから、それぞれの議員がそれぞれの感覚で使われて、提案なり、審議の中に私はそれぞれの御意見が出るのだろうというふうに思います。

ちょうど1時間たちましたので、10分だけ休憩をさせていただきます。

(休 憩)

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議員定数のところで何人か御意見はちょうだいいたしました。一応、この内容で原案にさせていただきたいと。また、条例改正までは時間がございまして、また各会派の意見等も出てくるかとは思いますが、一応、基本的な考え方としては、先ほど申し述べましたが、2の項ですね、改正に当たっての手續がいろいろあるということで、「議会は、」という言葉については削除をしたということで、改正だけの主語にしたということです。

それから、「行財政改革の視点」ということでは行財政改革だけになりますので、そういうことだけではなくて、市の現状や将来のことも十分考慮して改正には当たってくださいよというふうに変更させてもらったということです。

それで、提案をするときには、その前は「定数の基準」という言葉を入れておりましたが、「基準」という言葉を抜いて、定数としては、その後はそのまま使っております。

「人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討するものとする。」ということで、定数を議論するときにはこういうものを1つの基準として検討してくださいというふうに、ここも基準という、きちっとはめ込んだものは取らせていただきました。

多分、そのことは今いろんな委員から御意見をいただいている、どっちが重いんだ、軽いんだ、どっちをとるんだという、ある意味フリーハンドになっております。余りきちっと固めてしまうと議論が起きにくくなるということで、議員の皆様のフリーハンドになるように少しここも条例的にはやわらかくしてあるということでございます。ですから、考

え方と手続のときの基準みたいなもので整理をさせていただきました。

特に御意見がないようでしたら、一応、これを原案にさせていただきますので、次はこの緑のところに入れて、これを原案にさせていただきますので、また御意見がございましたら委員会のときに発言していただきまして、少しこういうところが課題になっている、よくわからない、どういうふうな考えなんだということはいつでも発言結構でございますので、きょうの段階では原案の御議論でございますので、一応、特段ほかになければこれを原案として次回からは左側へ書かせていただきますので、また必要に応じて御発言をお願いしたいと思います。

それから、一応、前回確認をした内容について2つほど、前文と議員定数の条文を議論させていただきました。

あと、今後の進め方ということで少し皆さんのほうにお諮りをしたいと思います。

今、お手元に新しい10章の内容で提出をさせていただきました。あっち飛びこっち飛びではなかなか議論も進みにくいものですから、一応、私としては、まず総則のところ、そこをまず片づける。それから、あと会派の部分です。これも一、二回というか、長時間にわたって会派の議論もさせていただいて、ぽぷらのほうは今確認するのを忘れておるので、ちょっとまたこの後ぽぷらのほうには確認をとりますけれども、2人会派という部分、今各会派で議論をしていただいておりますので、少しこの辺の内容を見ながら、先に会派のところの議論も入っていきたくい。相当重要な案件になりますので、14ページの部分、この辺の条文についても少し整理をしていただこうかなというふうに考えております。

それから、この今回の条例の最大の案件ということでは広報・公聴。これは17ページにございますが、各市が行っております議会報告会、意見交換会、こういうものを各市が導入しているということでございます。ここの内容について皆様のほうの御意見をちょうだいして、ここが多分、運営上、市民と一番の接点の部分になりますので、これも皆様のほうの御意見をちょうだいして、まず考え方だけでも少しここは整理を先におきたいというふうに考えております。

ですから、前文の原案がこれで少しできてきました。それから総則も少し入っておきたい。それが終わりましたら会派の表記、どういう表現にするのかと。今の定数と同じことですが、どんな表現で会派の表現をするのか。それから、2人会派というところも、ぽぷらだけ確認しておりませんので、ぽぷらのほうの意見を聞いて、そこら辺の確認、そ

れから、広報・公聴の議会報告会のところについてのいろんな考え方。皆様のほうの忌憚ない御意見をちょうだいして、この広報・公聴のところの部分を少し整理しておきたい。それが終わりましたら、もう頭から、第1章のところからずっと順次議論に入っていきたいというふうに考えております。特に、後のところは、もう具体的な部分ばかりですので、そう大きく懸案になるところはないというふうに考えておりますので、あと残るのは最高規範性の議論も残りますけれども、これはまた最後でもいいと思いますので、私のほうから、委員長としては総則、会派、広報・公聴、議会報告会、これを先に片づけさせていただきたい。それが終わりましたら1番、頭からずっと入っていくというふうな流れにさせていただきたいと考えておりますが、そのような進め方でよろしゅうございますかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【竹井委員長】 では、お渡ししたばかりで理事懇でも議論はしておりませんが、総則の部分だけ、ちょっと入口ですが、6ページですね。6ページ、7ページ、8ページ、ここの部分が総則第1章第1条から第3条まで載っております。少しここのところの、きょうは議論というよりも内容の確認を含めて議論に入らせていただきたいというふうに考えております。

1条から3条まで、事務局長に朗読をさせて議論を進めたいと思います。

局長。

【西川事務局長】 第1章総則

目的

第1条 この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、分権と自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての議会運営や議会活動の基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

基本方針

第2条 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

(1) 議会活動を、市民に対して積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

(2) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

(3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

(4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。

用語の定義

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 会派とは、議会内に結成された政策を同じくする集合体のことをいう。

(3) 市とは、市長を代表とする基礎自治体としての亀山市をいう。

以上でございます。

【竹井委員長】 今読んでちょっと気づきましたが、第3条の会派というところは、改めて14ページも会派、この後御議論していただくことを考えています、そこに同じ文章が出てまいりますので、これについては、ここに入れるのかどうかという問題と、文章については後ろの第2章第7条になりますけれども、ここの文言の整合も要りますので、まずはここに入れる必要があるのかどうかということ、それと文言の整理ということで、少しここについては議論をお願いいたします。

先にこれから入るほうが楽ですか。他市の例でいけば、出雲市がいろいろ入れてございますが、あと伊賀市、小松島市では特段そういうことを入れていないということでございますので、特段入れる必要はなくて、次の第2章第7条で1項起こしてございますので、そちらのほうに記述を入れるということで、ここについては、市民と市とはというところで押さえたいと思いますけど、よろしゅうございますか。後ろにありますので、二重表記になりますし、何か2つを見る必要もないと思いますので。用語の定義です。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 とりあえず、第3条(2)については削除をしまして、第7条で置きかえるということにさせていただこうと思います。二重表記です。

それでは、第1条から少し読んでいただきまして、わからない点、また、考え方等、不明な点がございましたら少し御意見をちょうだいいたしたいと思います。

小坂議長。

【小坂議長】 今、これ、基本条例をやってもらっておるんですけど、今度20日の全

員協議会でまちづくり基本条例の素案が執行部から出てきますんですけど、例えば、今の第1章の第3条でも、「市民とは、市内に在住」と書いてあるんですけど、執行部のほうは「居住」と。その辺の整合を、基本条例は在住でこちらは居住というのと、市民が、市民とはというのは同じ条件に合わせてもらって、それから、議会の責務についても簡単に書いてありますけど、基本条例でいう議会の責務とまちづくり基本条例との余り乖離せん、包括されておればよろしいんですが、例えば市民の定義が市内に在住なんですけど、こちらでは市内に居住し、在勤し、または在学、個人及び市内に事業者と、こう書いてあるもので、その辺の整合を事務局のほうで一遍また。その整合を図ってもらいたいなということだけお願いしておきます。

【竹井委員長】 まちづくり条例の素案ができたとは聞いておりますが、その中で、今議長から関連するような文言と申しますか、文章については少し整合を図ったらどうかというふうな御意見でございますが、これについてはまた事務局間で調整をして、必要に応じてここに書きながら、整合を図ったというふうなこと、多分向こうを変えるというのはなかなか難しいと思いますので、こっちが変える分には、まだ原案として、相当いじらなければいけないことは別ですけれども、余り影響がなければ極力合やすような格好で、根本的に違うものはもう無理ですけど、そう表記上問題がなければ少し合わせながら表現させていただきます。今のまず市民というところが若干違うということがございますので、その辺についてやらせていただきます。

宮村委員。

【宮村委員】 事務局はしっかりしてもらっておるで、老婆心ながらですが、在住の「在」をほかの表現に変えるのやったら、在勤の「在」も。「在」というのはやっぱり統一せんといかんからという思いがしますのでね。片方で在住の「在」を省いて、片方で在勤の「在」を使うということのないように、やっぱりきれいな意味の、狂いのないような表現で統一していただくようお願いしておきます。

【竹井委員長】 基本的に合うことは固めさせていただきますので、それに派生して、どうしても我々の条例にも必要なものがあるところは追記みたいな格好でやれば、全く言葉を変えないほうがわかりやすいところに関しては事務局のほうで少し整理して、また皆さんのほうに提案をさせていただいて、これはたたき台のたたき台、いつも言いますように、まだ原案ではありませんので。まず市民のところは少し整合を図るということでございますので、文章の表現は変えさせていただきます。

1点、私のほうから言うと問題がありますけど、1条の最後の「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する」ということと、前文の「活力ある発展、豊かな地域社会の実現、市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。」というようにとると、これはある程度整理は要るのかなと。これを受けてここに入るわけですので、ちょっとここは文言の整理が要るのかなというふうには考えます。ここには豊かな地域社会の実現と市民の豊かさ、こう書いてあるんですけど。こちらは地域社会はなしで、市民の豊かさだけになっております。その辺も少し文言的に包括するのか、全く一緒のものを使うのか、簡略化して2つのものを入れるのか、ちょっとここは要るのではないかなと。少しそんなような視点でお読みいただきまして、気づかれた点がありましたら。

水野委員。

【水野委員】 さっき委員長が言われた市の活力とか発展とか地域社会とか、これ、ダブってくるので要るのかなと思うんだけどね。だから、簡単に言えば、終わりのほうの地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえることを目的とする、あるいは寄与することを目的にするんだということで、市民の幸せと豊かなまちづくりって、これは再掲になってくるので、これは抜いてもいいような気がしますよね、前文との関係から。こたえることを目的にするだけでもいいと思います。的確にこたえることを目的にする。

【竹井委員長】 宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 水野委員と全く同感で、目的のところはもうこの「市民の幸せ」からずっとカットしてもらって、目的とするでいいんじゃないかなと思います。

それと、前文、終わりましたんですけど、1つまたお尋ねしたいんですけど、ここでいうこの豊かな地域社会って、地域社会の範囲の限定というのは何を指すの。亀山市という地域社会という範囲なのか、亀山市の中にもそれぞれ地域がありますよね、そういう地域なのか。今ごろ言っているのではちょっと失礼な話なんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

【竹井委員長】 局長。

【西川事務局長】 前文に、前の部分に議会と市長は亀山市としての最良の意思決定を導くということがありますので、当然、この豊かな地域社会というのは、その意思決定することによって影響を受ける地域ということになりますので、具体的には全市市域を指すというふうに、イコールというふうに理解いただければ結構かと思います。それによって周りに波及効果もあろうかと思うんですが、ここでは意思決定により影響を受ける地域と

いうことで、市全域ということでもいいんじゃないかなというふうに理解をしておりますが、

【竹井委員長】 私からもう一点は、「分権と自治の時代」というのと、前文には分権はどこも今触れていないです。ここもちょっと調整が必要かなと。「新しい地方自治の時代を迎え、」というふうになっているだけで、分権という表記は前文では使っておりませんので、分権と自治というところも少し議論が要るのかなと。

そんなところかな。短い文章ですので。今いただいた御意見では、一番最後の「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する」というのは抜いても、前文にそういう趣旨が記載されているので、負託に的確にこたえることを目的とするみたいなことでいいのではないかというふうな御意見がございました。

私からは、「分権と自治」という言葉が前文でないので、これも何か両方整理が必要かなと。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 今のことなんですけれども、前文の中の「地方が主体となる」ということが分権という言葉にイコールではないかと私は判断をしています。青い部分で書いてありますね。「地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、」ということは、それがいわゆる分権と自治の時代という判断を私はしました。

【竹井委員長】 今、鈴木委員からこういうところが押さえてあるんじゃないかというふうな御意見をいただきました。少しそこも整理をさせていただこうと思います。整合をとっていないと、ないことが突然総則に出るというのも。ですから、今の「地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、」という前文を押さえると、簡単に言えば分権と自治なんだというふうな表記になっているかどうか。少しそこはまた押さえて整理をさせていただこうと思います。

一応、第1条については今の分権と自治のよりどころと、「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現の寄与」という文章の取り扱い、これについて次回また提案させていただきますので、少しまた各委員の方で御検討願いたいと。一応外した格好で書いておきますので、もし入れるとすればこんな表記でというふうなことで少し事務局と調整をさせていただきますので。

この2点が少し課題かなと。あとは読んでも特段問題ないと。市民の負託というのは、前文の議論になったところにきちとうたっておりますので問題ないと思いますので。この「市民の負託に的確にこたえ、」というところが前文で整理しなさいと言われていたとこ

ろですので、少しそこで整理をして、それが負託というふうなところに持ち込みますので、ここも今課題としてはいただいております。

だから、3点ですね。分権と自治、それから市民の負託、それから最後の市民の幸せと豊かなまちづくりと、この辺のよりどころなり、削除するのか、新たな形で書くのかと。少し整理をしたものを次回出させていただきます。

よろしいですかね。また出しますので。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 次の第2条のところでまたお読みいただきまして。

水野委員。

【水野委員】 この基本方針の順序が、1番に情報公開、あるいは開かれた議会運営になっておるので、やっぱりこれは3に持っていきべきじゃないかと。やっぱり、議会本来の機能というのは監視評価、政策決定と、それから政策提言、その次に市民の情報公開なり開かれた議会があって、4番目に議会改革があるということで、2を1にして、3を2にして、1を3にする、順序としてはそういうことのほうが形としてはいいのではないかと思います。

【竹井委員長】 少し、今、条文の順番について御意見をいただきました。

まずは議会の1番の重要な本来の機能を入れて、情報公開については3番目、ですから1、2、3を2、3、1にしたらどうかという御意見です。

ここでは、2のほうに「監視及び評価」と「及び」が入ってございますので、前文の議論とは少し整合はここでとらせていただきたいというふうに考えます。

今、御意見は直接は出ておりませんが、不規則な発言ではございますが、総則の中で一番表の条例の比較表を見ますと、目的というところは結構あるんですけど、定義まで入っていないところもあるということ、基本方針のところですね、第2条かな。そんな声もあります。今、水野委員からは少し入れかえを御提案いただきましたけど、確かに御提案いただいた1番目の情報公開のところは後ろのほうにそういうものもあるので、もう少しコンパクトにまとめるか、出雲市なんかはコンパクトにぱっとまとめてありますけど、具体的に余り書くと後ろにも同じことが結構、全部書いてあるんですね、さまざまなことが。少しここは議論する必要があるのかなと。目的は要りますので、これはいいですけど、基本方針のところの記述の仕方自体をもう少しシンプルなものにするか、入れるのであれば、もうちょっとシンプルなものにしても、後の章との関係を少し整理する必要があるのかな

というふうな感じはちょっとしますね、確かに。

局長に今確認をして、三重県の部分を、これ、たたき台につくって、大きくは三重県と栗山町を軸につくってあるものですから、三重県基本理念、基本方針が入れてあるということで、今ここには入れてあると。ただ、ちょっと前文にも同じような文言が書いてありますし、また、具体的な条例でもこれが出てまいりますので、もう少しコンパクトに入れるか、4番目の項はどこにも入っていないんですね、議会改革を推進するとかというのはないので、なくすか、もう少しコンパクトにまとめさせていただくかと。そして、前文を受けて、少しほうり込むかというぐらいのほうが、2番、3番はすべて前文に載せてありますので、きっちりと。そこで補完はできますから。少しこの辺も。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 これ、今ちょっと見せてもらって、三重県の例ですけど、三重県を見ると、最初に基本方針をどうしても訴えたいがために、苦し紛れにこれ、私の勘ですに、あえて基本理念というのを2条に、前へ持ってきてと、何かそんな感じがして、この基本理念たるものは前文で一緒でもいいわけなんですわね。だから、ほかのこの伊賀市ほか参考他市があるんですけど、みんな前文にそれなりに網羅されていますもので、何か、だから県はそんなことで、あえて基本理念を無理やりこの基本方針のところ。これ、県は基本方針の3条を挙げるがために基本理念を無理やり持ってきたんですやろう。だから、ほかの市がないというのはそういうことですわ。理念は前文でもう網羅しているから、あえてこれは書いていないと。ちょっとこれは一考が要りますね。考えないと。

【服部副委員長】 宮村委員とよく似た意見なんやけど、前文が結構理念と、それから具体的な、基本的な方向性を打ち出しておるので、あえてここでまた基本方針というのは必要ないのではなかろうかと。前文がもっと抽象的にしか書いていないんやったらともかく、前文が結構具体的に書いてあるもので、もう要らんのやないかなというふうに思いますけど。

【竹井委員長】 今、特に必要ないのではないかという御意見もありますし、仮に入れたとしても、多分もうちょっとコンパクトに入れないと、前文と何か同じことをここにまた記述しているような今状況ですので、どちらかで、一応、削るという考え方と、まとめてみたらコンパクトに、もうちょっと少しコンサルも来ていらっしゃるので、一遍まとめるとしたらどうなるんだというふうに案をつくらせてもらいます。一遍また理事懇でも少し議論をさせていただいて、多分このままでは、御批判があるように、ちょっと同じこと

を書いているので、何かくどい感じがしますので、再考させてもらうということで、今回はまず第1回目の議論ですので、一度再考させてほしいというふうなことで、この場については引き取らせていただきたいというふうに思います。

ですから、削除する考え方、また、もしまとめるとすればもっとコンパクトに、方針にのっとる、ある意味市民との関係、議会の仕事、それから改革という、単純にさっと流せる程度ぐらいにしておいたほうが、その後にもたっぱい出てくるんです。条としてまださまざまに出てきますので、削るのは案にはなりませんけど、削るかコンパクトな案で、少し次回また検討したものを出させていただこうと思います。その方向性でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【竹井委員長】 3番目の3条については、2の会派については先ほどもありました。7条がありますので削除してしまおうと。それから、1の「市民とは、」という文章については、まちづくりの条例と少し整合を図ったらどうだという御意見でございましたので、整合を図らせていただきます。

前田耕一議員。

【前田（耕）委員】 先ほどのまちづくり基本条例との絡みですけれども、在住と居住、確かにすみ分け、あってないやけれども、現実にあるんですね。だから、この条例を有効に活用していくには「居住」というのが必要かと。それに合わせていくほうがすっきりしている部分があるかもわかりませんので、僕は、市民とは、市内に居住または在勤、在学する個人及び云々としてきたら、別にそれで簡単に文章としては通っていくんじゃないかなと思うんですけれども。これを生かすということで。

市内に居住と言わんでも、単に、市民とは、居住または在勤、在学でいいのかな。

【竹井委員長】 多分、今在住と居住、例えば住民票があるとかないとか、生活基盤があるけど住所は違うとか、さまざまなことはあると思う。それは少しまちづくりのほうとの調整はとったほうがいいのかもかもしれません。それは過去もいろいろありましたので。在勤、在学はよろしいわね、それはもう働いている人、学校に来ている人、これはよその市の人でもいいですよという意味ですから。居住と在住という意味は住基法というか、そこに住んでいるのか、ないのかという問題も若干絡みます。これは事務局のほうでちょっと調整をさせて、多分、法律の人を入れていろいろやっていますので、在住でもいいわけですけど、よその条例で来ていますけど、少し整合性は図らせてもらいます。また整合した

結果を報告させていただきますので。在住のところだけですね。

3条については、2番は抜くということで確認させていただいて、1番と3番を一たん押さえて、まちづくり条例のいう在住と居住の表現、これだけを少し整理するというようにさせていただきます。ただ、よその市はほとんど在住、伊賀市も小松島市も在住にはなっておりますけれども。なぜまちづくりが居住になったのかというのも何かあるんでしょうから、少しそこは調査を……。

松上委員。

【松上委員】 対外的に募集したりするものがいろいろありますやろう。亀山市の内外または県内で枠を広げる場合もありますやんか。いろんな催し物なんか。その辺のところの、どういうときにもやっぱりみておかないといけないという気がしますわ。市民ではないけれども、在勤、在学とか、その枠というのは各募集要項の中には、あれ、どう書いてあったかなと思って、今考えておるんやけれども。在住、在学はもちろんあったと思う。それから、所属する団体とかなんとかとか、鈴鹿の人でも亀山の団体に入っておったらいとか、逆の場合もあるけれども、その辺がどう仕切られておるのかなと、今ちょっと気になりますわ。

【竹井委員長】 市民とはだれなのということの定義ですので、在勤、在学の個人というのは他市の人もあり得ますよね。これでも市民でいいよと。生活基盤というか、そこに日常的におれば、それは1つの市民ですよということと、市内で活動する法人その他団体というのを、それでいいよというので、でも、活動する法人が鈴鹿にあるかもしれませんわね、その本体は。だから、こういうのは、僕は幅広く持っているんだと思うんですよね。ただ、居住と在住の意味がどう違うのかということだけはちょっと確認をしておきたいなということだけです。結局幅広く持っているわけですよ。亀山市にいる方はほとんどいいよということだろうと思うんです。だから、そこは拒否するものじゃなくて、広げていく方向で、できるだけ市民というのを考えればいいんだらうということ。何か意図があるのかもしれません。ちょっと調査の上報告をさせていただきます。

服部副委員長、どうぞ。

【服部副委員長】 この3条以降で、市民というのが出てくる箇所を一度調べてみる必要がある。例えば、市民に対してこうしなければならないというような、例えば、市民には必ず情報提供しなければならないというような条文があるとしたら、そのときに市民という定義が生きてくるわけですね。そうすると、例えば住民票を置いておるだけでもお

これは市民なんやということで、そこまで提供せんならんのか、例えば住民票を置いておっても居住していなかったらあかんのやということで市民というのをとらえるのかということが、そのときに問題になってくるんやと思うんですよ、この定義というのはね。だから、この3条以降で市民が出てくる場面にどんなふうな書かれ方をしているのかというのを、僕も全部見ていませんけれども、それを見た上で、こういう場合には支障になる、こういう書き方では支障になるということで定義を考えていったほうがいいんやないかなというふうに私は思います。

だから、ちょっとこれだけ、この3条だけ取り出して市民をどう規定しようかという議論よりも、全体を見て、市民が出てくる箇所を一遍ピックアップして、どういう規定をされているかを見た上で、じゃ、どういう規定にせなあかんのかと。委員長が言われたように、広くとらえるべきなのか、ある程度限定的にとらえるべきなのかというのもそこで出てくるのかなというふうに思うんですけど。

【竹井委員長】 水野委員。

【水野委員】 いろいろ、市民、市民と前文でも出ておるわけな。だから、市民の選挙で選ばれた議員だと。それじゃ、在住なのか、居住なのか、在勤なのか、在学なのかと言われると、整合性はないんやな。そのときと、物によって違うんやね。本当に難しい。だから、市民と市政の接点というけれども、やっぱり在勤も在学もあるのか、あるかもしれん。だけど、選挙になってくると市民とは違うわな。在勤、在学はないやない。そこら辺、研究課題やな、これ。

【竹井委員長】 多分、今のいろんな、今市民ということで定義のあり方の議論をいただいておりますけど、大体幅広く解釈しているというのが多いと思うんですよ。要は、ここで働いている人も一緒の市民なんだということだから、選挙でいう市民とこの条例でいう市民とは違うんですよということがここに書いてあるんだと思うんですよ、だからね。ここでいう市民とはこういうことなんだと。ただ、我々が選挙で負託をうける市民はもうはっきりしていますので、これは。3カ月以内でしたか、以前にここに住んでいないと、それはもう我々の選挙は投票できないわけですので、そこはちょっと切り離していこうかなと。投票のことと市民と。今みたいな議論をちょうだいして、ここでいう市民とはというのをもうちょっと丁寧に議論しておいたほうが、今服部副委員長がおっしゃったように、次にもいっぱい出てきますね、これ。市民だらけ。当然ですね、議会と市民と市長の関係をうたう条例ですので幾らでも出てきますので、ここはちょっと次回また少し市民との、

どんどん市民が出てまいりますので、それと調整をとりながら定義をきっちり最後までうたい込もうと思いますので、とりあえずは、まちづくりのほうの考え方を事務局で確認の上、次回は報告をさせていただきます。その上でもう一度、服部副委員長が言われる何箇所出てくるんだというところも、事務局のほうで、また確認をしてもらおうというふうを考えております。

小坂議長。

【小坂議長】 これは、別で定義されている、住民というのは市内に住所を有する人、市に外国人登録をしている人が住民であると。市民というのは住民と市内に居住する人、市内で就職する人、市内で就学する人、市内に事業所を有する法人、その他の団体を市民として、市民等というのは、含めて市民と利害関係を持つ人、納税している人、旅行者、市内通過者、趣味、習い事に来ている人、亀山市にルーツを持つ人、亀山に興味関心を持って市内で活動する人等が市民等なわけです。地域団体というのは、自治会、地域コミュニティ等地域づくりを行う団体と。あとは参画とか協働という定義は一応ここで決められておるんですけど、一般的な理解によれば、市町村の区域内に住所があれば、自然人だろうと法人であろうと当該市町村の住民である。したがって、住民か否かは住所の有無によって決まり、外国人登録の有無によって決まるわけではない。このように、法律の住民概念と基本的な考え方の住民概念が異なると。この点、法律と条例の用語が必ずしも統一的に考える必要はないとも言えなくはないが、混乱を招くおそれがあることや、条例や法令で抵触すると判断される可能性もあるので、住民の定義については法律上の定義を参照しながら慎重に検討する必要があると、こう付言をされておりますので、決めてあるけど、こういうことがありますということ。その辺のところは一遍整合を図ってもらいたいと思います。

【竹井委員長】 今、小坂議長から説明いただきましたけど、逐条解説というのがどうしても要りますので、多分、そういうところに住民と市民との違い、今みたいなことを少し入れて、ここでいう市民は結構広い幅ですよということに定義していくと。だから、ここでは市民とは書いてありますけど、逐条解説上で整理をすとか、そういうやり方は多分できますので、もう一度調べた上で次回報告をさせていただきます。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 イメージは2つに分かれると思うんですよ。もちろん定義は、垣根を区切るということは難しいというのは、結局は、亀山市が、前文でも豊かにというのはばし

っと押さえてあるわけですね。だから、要は、税収が入ってくるのは、簡単に言うたら、住んでおる人は住民税から入ってきますわね。そうじゃなくして、もう一方では、亀山市を豊かにするがために、例えば学生であろうと、例えば亀高で、亀山市の文化とかいろんな面で発展するがための寄与しているのも、亀山市にとっては大きな活力を与えてくれておると。だから、仕切りは非常に難しいと。今、議長のほうから説明があった、まさに服部副委員長も全く一緒に、これを区分けするのはもうできないと思いますね。大きな意味で亀山市を豊かにしてくれる人やったら、それこそ在勤で居住は鈴鹿市であっても対象になりますわね。だから、その辺は余り難しく考えるとやりにくいと思いますもので、どこかでよろしく頼みますわ。

以上です。

【竹井委員長】 どうしても、市民という言葉でくくらないとくくれませんので、長々と亀山市に住んでなくてもどこどこと、こうできませんので、ひとくくりに市民という表現を使わせてもらおうと。ただ、さっきいろいろ、本当の市民という問題が出てきたので、それは多分、住民という言葉で市は定義したということですので、少しそういうのも引用しながら、もう一度、企画のほうとうちの事務局で調整をして、どんなことなんだということは確認をさせていただきます。それで、次のときに報告をさせていただきます。

ちょうど時間が参りましたので、おかげさまで、総則の議論も少し入らせていただきました。今いろいろ御意見ちょうだいしたものを整理して、あと理事懇で少し調整したものを、また次回皆様のほうに御議論願いたいと思います。大分前へ進ませていただきました。本当にありがとうございました。

きょう、予定をしておりました総則も比較的順調に入れましたので、一たんこれで2の作成については閉じさせていただきます。

3番目の次回の開催について諮らせていただきます。9月議会が開催をされますので、その終わった直後の9月28日から10月2日の週で第16回を今考えております。理事懇も間に入りますので、今の段階でどことは決めにくいんですが、この28日から10月2日の週で理事懇、またあり方特別委員会開催を予定いたしたいと思いますので、また皆様のほうの御予定も少し押さえていただきたいというふうに思います。ある程度見えてまいりましたら、各委員の方には確認を入れさせていただきます。

それから、次回につきましては、今回の内容の整理と、先ほど申しました会派の条文の議論、それと広報・公聴における議会報告会等の考え方、ここら辺の議論を中心に、少し

その内容についても入らせていただきたいというふうに考えております。ここら辺が一番大きな山ですので、これが終われば、比較的今の総則みたいな議論でどんどん話が進んでいくと思いますので、もう一回ぐらいは少し煮詰めたいろんな御意見をちょうだいするかと思いますので、また会派のほうでもさまざまな機会を通じて、また、必要であれば幾らでも資料を出させていただきますので、少し御議論をお願いできればというふうに考えております。

ちょうど時間が2時間になりました。あしたから大変忙しくなりますので、皆様には9月議会の準備も含めて、大変暑い中での議員活動が続くと思いますけれども、お体には十分気をつけられまして、また、無事9月議会が乗り切れることも期待をしながら、第15回のあり方等検討特別委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—